

さぼーとぷらす保育のご案内

名取市では、障がいや心身の発達に遅れなどがあるお子さんに対し、発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中でそのお子さんの成長をサポートできるようにさぼーとぷらす保育を実施しています。

お子さんの健やかな育ちを支えるためにどのようなサポートが望ましいのかを検討し、保育士を加配する等、丁寧な見守りとひとりひとりに合ったより良いサポートをおこなっています。

～児童の健全な成長及び発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています～

1 対象となる児童

心身に軽・中程度の障がい又は発達に遅れがあるなど、特別に配慮が必要なお子さんのうち、集団保育が可能なお子さん

○軽・中程度の障がいのめやす

特別児童扶養手当2級 ・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳 B 判定 又はそれに相当する発達の遅れがみられることを基準としています。

○集団保育が可能とは？

医師の診断や発達支援専門職などの学識経験者により「集団の中で保育することによりお子さんの機能の伸長及び社会性の発達を促進が期待できるもの」と総合的に判断された場合、集団保育が可能となります。

2 受入れ実施施設

名取市内の保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園保育部分・地域型保育施設）におきまして、実施します。希望する保育施設のクラス定員に空きがあり、かつ各施設内のさぼーとぷらす保育定員に空きがある際に受入れをおこないます。

3 保育時間

具体的な預かり時間は、慣らし保育期間のお子さんの様子を確認しながら、保護者と施設長と相談の上決定します。心身の負担が大きいとみとめられた場合や発達の状況・低年齢のお子さんにつきましては、保育時間が短くなる場合があります。

4 申請に必要な書類

通常の保育所申込に加え、下記書類をご提出いただきます。

①さぼーとぷらす保育申請書

児童の状況について保護者にご記入いただくものです。

②お子さんの発達の状況が分かるものの写し

身体障害者手帳・療育手帳（障がいの程度がわかる部分）の写し、又は、最新の医師の診断書・発達検査結果の写しなど

5 その他

- *申請書類は、入所にあたって非常に大切な情報となるため、正確かつ詳細にご記載ください。また、申請後に健康状況に変更があった場合は速やかにご連絡ください。
- *医師によって集団保育が可能とされた場合でも、お子さんの状況や各保育施設内の体制（施設環境・保育士の配置・クラスの状況など）により集団保育をおこなう上で安全確保が困難であると判断された際には、入所のご案内ができない場合があります。
- *保育はお子さんの発達状況に応じておこないますが、あくまでも集団での保育となります。さぼーとぶらす保育のお子さんに保育士が専門に1対1で対応するものではありません。お子さんの状況や各保育施設内の体制により、加配せず保育する場合があります。又、保育施設では療育はおこなっておりません。
- *発達の遅れの状況が軽度である場合等には、通常保育でのご案内となる場合があります。
- *入所後にお子さんの健康状態の変化などにより集団保育が困難であると判断された場合、退所または他機関へのご案内となる場合があります。
- *令和6年度4月に入所保留となった場合、同一年度内(令和7年3月入所まで)は毎月入所調整を継続します。

6 入所までのながれ(令和6年度)

